

令和3年第3回浦幌町議会定例会（第3号）

令和3年9月10日（金曜日）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時33分

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和2年度浦幌町町有林野特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和2年度浦幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和2年度浦幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和2年度浦幌町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和2年度浦幌町浦幌町立診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7号 | 令和2年度浦幌町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8号 | 令和2年度浦幌町個別排水処理特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9号 | 令和2年度浦幌町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |

○出席議員（11名）

| | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 沼尾昌也 | 2番 | 栗山博文 |
| 3番 | 高橋匠 | 4番 | 伊藤光一 |
| 5番 | 澤口敏晴 | 6番 | 安藤忠司 |
| 7番 | 福原仁子 | 8番 | 河内富喜 |
| 9番 | 阿部優 | 10番 | 森秀幸 |
| 11番 | 田村寛邦 | | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

特 別 職

| | |
|-------|---------|
| 町 長 | 水 澤 一 廣 |
| 副 町 長 | 山 本 輝 男 |

町 部 局

| | |
|-------------|-----------|
| 総務課長 | 獅 子 原 将 文 |
| 総務課参事 | 沼 袋 晋 |
| 総務課主幹 | 神 谷 裕 之 |
| 総務課長補佐 | 菅 野 泰 範 |
| 総務課情報管理係長 | 寺 澤 祐 哉 |
| 総務課職員係長 | 松 田 健 一 |
| 総務課財政係長 | 小 川 裕 之 |
| 総務課管財防災係長 | 本 間 司 樹 |
| まちづくり政策課長 | 岡 崎 史 彦 |
| まちづくり政策課長補佐 | 田 村 優 聰 |
| まちづくり政策課 | |
| まちづくり推進係長 | 井 上 亨 |
| まちづくり政策課 | |
| 広報広聴係長 | 大 泉 敦 嗣 |
| 町民課長 | 佐 藤 亘 |
| 町民課長補佐 | 成 瀬 輝 |
| 町民課長補佐 | 志 賀 克 英 |
| 町民課住民年金係長 | 平 賀 紀 子 |
| 町民課保険医療係長 | 村 瀬 健 司 |
| 町民課資産税係長 | 橋 本 政 和 |
| 町民課納税係長 | 熊 川 正 則 |
| 保健福祉課長 | 廣 富 直 樹 |
| 保健福祉課参事 | 佐 藤 栄 一 |
| 保健福祉課長補佐 | 新 宅 真 起 子 |
| 保健福祉課長補佐 | 三 宅 正 誠 |
| 保健福祉課社会福祉係長 | 長 尾 竜 二 |
| 保健福祉課 | |
| 高齢者福祉係長 | 樋 口 裕 介 |
| 保健福祉課 | |
| 保健予防係長 | 斉 藤 靖 世 |
| 保健福祉課 | |
| 包括支援センター所長 | 志 賀 裕 子 |

| | |
|---------------------|-----------|
| 保健福祉課 養護老人管理係長 | 井 下 順 恵 |
| こども子育て支援課長 | 正 保 操 |
| こども子育て支援課長補佐 | 河 合 裕 和 |
| こども子育て支援課長補佐 | 小 山 内 路 子 |
| こども子育て支援課長補佐 | 佐 藤 め ぐ み |
| こども子育て支援課長補佐 | 古 川 肇 子 |
| こども子育て支援課 児童保育係長 | 栗 本 真 由 美 |
| 産 業 課 長 | 小 川 博 也 |
| 産業課長補佐 | 吉 田 尚 哉 |
| 産業課長補佐 | 川 原 祥 伸 |
| 産業課畜産係長 | 酒 森 将 太 |
| 産業課水産係長 | 斉 藤 和 也 |
| 産業課耕地整備係長 | 鳴 海 誠 |
| 産業課商工観光係長 | 前 川 直 之 |
| 施 設 課 長 | 早 瀬 実 |
| 施設課長補佐 | 小 笠 原 秀 城 |
| 施設課長補佐 | 辻 康 浩 |
| 施設課土木係長 | 長 屋 智 和 |
| 施設課建築住宅係長 | 安 田 拓 也 |
| 施設課地籍係長 | 佐 藤 克 洋 |
| 上浦幌支所長 | 小 林 昭 典 |
| 会 計 管 理 者 | 山 本 浩 宣 |
| 診療所事務長 | 鈴 木 広 |

教育委員会

| | |
|-------------|---------|
| 教 育 長 | 水 野 豊 昭 |
| 教 育 次 長 | 熊 谷 晴 裕 |
| 参 事 | 高 橋 慎 |
| 教育次長補佐 | 諸 澤 晃 |
| 教育次長補佐 | 原 口 康 紀 |
| 教育委員会総務係長 | 渡 部 裕 貴 |
| 教育委員会社会教育係長 | 佐 藤 貴 史 |
| 教育委員会社会体育係長 | 伊 藤 敏 寛 |
| 教育委員会図書館係長 | 松 岡 幹 雄 |

教育委員会博物館係長 持 田 誠

農業委員会

会 長 小 川 博 幸

事 務 局 長 坂 下 利 行

農 地 係 長 河 上 彰

監 査 委 員

代表監査委員 神 谷 敏 昭

○出席議会事務局職員

局 長 小 島 師 紀

議 事 係 長 川 上 信 義

◎開議の宣告

○田村議長 ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事につきましては、配付しております日程表により進めますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 認定第1号

○田村議長 日程第1、認定第1号 令和2年度浦幌町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件は、昨日に引き続き審議を続けたいと思います。

お諮りをいたします。審議は歳出から行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本件は歳出から審議に入ります。

審議は各会計決算審査順序予定表により進めます。説明員の説明は決算書の説明要領に従い、また質疑、答弁は簡潔かつ的確にお願いをいたします。

それでは、1款1項1目議会費及び2款6項1目監査委員費までの説明を求めます。
事務局長。

○小島議会事務局長 それでは、決算書の16ページ、あわせまして説明資料の8ページを御覧願います。1款1項1目議会費、この科目は議会の運営に係る経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりであります。そのほか特に説明を加える事項はございません。

次に、決算書22ページをお開き願います。説明資料のほうはございません。2款総務費、6項1目監査委員費、この科目につきましては監査事務に係る経費でございます。そのほか特に説明を加える事項はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、2款1項1目一般管理費から4款1項10目新型コロナウイルス対策費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 決算書16ページを御覧願います。あわせまして、説明資料8ページを御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、この目につきましては総

務所管事務に係る経費並びに庁舎管理、事務機械借り上げ等に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

続きまして、決算書17ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は8ページから10ページを御覧願います。2目情報化推進管理費、この目につきましては総合行政ネットワークシステム、庁内ネットワークシステム、各種電算システム等の維持管理に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書17ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料11ページ中段を御覧願います。5目財産管理費、この目につきましては町有財産の管理に要した経費でございます。14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書18ページを御覧願います。6目財政調整等基金費、この目につきましては基金の積立てに要した経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

決算書19ページを御覧願います。9目公平委員会費、この目につきましては公平委員3名に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書19ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料13ページを御覧願います。12目職員厚生費、この目につきましては職員の福利厚生、職員研修等に要した経費でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書19ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料14ページを御覧願います。13目諸費、この目につきましては行政区の振興、コミュニティ施設の管理、コミュニティバスの運行、常室簡易郵便局の維持管理並びに各種団体の活動促進に要した経費でございます。10節需用費の修繕料、12節委託料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書20ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料15ページを御覧願います。16目特別定額給付金事業費、この目につきましては特別定額給付金支給に要した経費でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書21ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料16ページを御覧願います。4項選挙費、1目選挙管理委員会費、この目につきましては選挙管理委員会及び選挙管理委員4名に要した経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書31ページ下段を御覧願います。4款衛生費、1項保健衛生費、10目新型コロナウイルス対策費、この目につきましては新型コロナウイルス対策に要した経費でございます。7節報償費につきましてはテークアウトクーポン券発行事業に要した経費で、300円券2,070枚、500円券3,784枚の実績でございました。10節需用費につきましては、町民の皆さ

んへ配布したマスクの購入費用及び公共施設等で使用する消毒液、パーティション、体温計並びに啓発リーフレット等の感染症対策物資の購入費用でございます。11節役務費につきましては、マスク配布の郵送料等でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

10番、森議員。

○森議員 決算書の31ページの新型コロナウイルス対策費にちょっと関連すると思うのですが、コロナウイルスに関する接種状況につきましては随時行政報告で町長のほうから報告をいただいている中身でもございます。ただ、1点確認したいのは外国人を日本で雇用しているケースがあるのです。そういう対応というのは、町民の中に適宜入っているのでしょうか。その辺確認したいと思います。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 ただいまのご質問でございますけれども、現在第4弾ということで12歳以上の方々にワクチン接種事業を実施してございます。この中で今質問のありました外国人就労者等、本町に住民票がございませう方々につきましてはこの第4弾のワクチン接種事業におきまして接種券を送付いたしまして、現在予約をいただいている方は本町の外国人の方で41名の方々にご予約を賜ってございます。このうち恐らく、全体の人数を把握してございませうが、随時予約をいただきながら、それからワクチン接種のほう進めているという状況でございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 今第4弾で41名で、今浦幌町に滞在している方というのはまだいらっしゃるのですか。あと何人ぐらいいらっしゃるのですか。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 全体の人数を現在把握してございませうが、先ほど申し上げました予約等実施する外国人の方につきましては住基のある方々41名、この方々に対して接種を進めるということになります。ただ、住基上登録のない方もございませうので、本町の住民でない方につきましてもこちらに長期の滞在をされている方々につきましてはお問合せをいただいたり、ご相談をいただいた中で、その中で対応しながら接種のほうを進めているというのが現状でございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 よく分かりました。ただ、例えば農家でいいますと、忙しいときに派遣社員というのが町外から手伝いに来ていただけるのです。そういうときに外国人が見受けられる

のです。浦幌町みたく同じようにほかの町村もそういう外国人に対して接種というのほどのようなになっているのか。分かる範囲で結構でございます。

○田村議長 答弁願います。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 本町におきまして町外の住民票をお持ちの方々が就労の関係で浦幌町内で働かれる方々に対するワクチン接種だと思うのですが、基本的に全国のこのワクチン接種のルールとしましては、住民票のある市町村、こちらが接種をまず実施するということとなります。そして、短期的に就労等で来られる方につきましては、住民票のあるそちらの自治体のほうでご確認をいただいて、そちらで打ってもらうというのがまず基本となります。ただ、スピード感が各自治体によって違いますので、その中で対応できるものについては本町において実施をしているところなのですが、やはり農家の方のお手伝いの就労される方々以外にも町外から通勤されている方々の就労されている方もたくさんいらっしゃいますので、今現在のワクチンの残量から考えますと、町の住基上にいる方々に接種するだけの量が確保できておりまして、これを町外の方々に接種する体制を本町で整えますと現在のワクチンでは足りなくなってしまうものですから、今現在ある量で住民票のある方、また長期滞在されている方々、この方々に対して接種のほう実施しているというのが現状でございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 決算書の18ページ、財産管理費の中でお伺いしたいのですが、旧吉野小学校の管理、博物館の収蔵にも使われているということですが、現在はそのほかにどういうことで使われているのかお聞きしたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、旧吉野幼稚園につきましてはもう既に多数町のほうから……

(「小学校」の声あり)

○獅子原総務課長 小学校。

(「はい」の声あり)

○獅子原総務課長 博物館以外の使い方ということですか。失礼しました。校舎については博物館の収蔵庫等として使用しているのですが、体育館の部分につきましては基本的に町の避難所におきます物資等、そういったものを保管している状況となっております。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 避難所の物資ということですが、それは災害の中で指定されている場所ということによろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、防災倉庫につきましては建設するという予定はございますが、現在今そういったものを用意している状況にはなくて、また昨年度感染症の対策ということで大量の物資購入しました。それで、置く場所がないということで、それで旧吉野小学校の体育館のほうに置いているということで、ほとんど体育館の中は物資でいっぱいになっているような状況という状況でございます。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 たまたま帯広に行くとき小学校の近く通ったのですが、草がぼうぼうで、裏から、前から、横から1メートル以上の草があります。これ管理はどこでやっているのですか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 基本的に町有地ですので、町のほうで管理はすることになるのですが、その辺につきましては今施設課のほうとも協議しながら、施設課のほうで維持管理で草刈りをするときに一緒にするようにとお願いをしています、なかなかちょっと進んでいないという。現状私どもで見て、ちょっとひどい状況だなというのは分かっております。今地域貢献のほうでそういったことをしていただければという業者もちょっと出てきておりますので、そういったものも活用しながら整備等していきたいとは考えております。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 現地よく確認していただきたいと思います。

小学校の閉校の記念碑だとか、旧吉野小学校だけでなく、十勝小だとかあちこち閉校されたところございます。あれだけ立派な記念碑を作っているにもかかわらず、見えないぐらいの草が生えていると。その辺どこで管理するのか。行政区といいますか、地域で管理するのだといえればそれまでですが、その辺どのようにお考えでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、それぞれ閉校した際に地域のほうと様々な協議をしながら、そういったものを設けたときにその管理についてもいろいろと決定しているところだと思います。そこその場所によって管理の状況がどうなるかという部分も私どものほうも全て確認しているわけではございませんが、改めて確認をしまして、それは町がやるべきものなのか、行政区にやっていただくべきものなのか、その辺改めて確認をした上で今後進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員　そういうことで、校舎は今収蔵庫に使っているということですが、収蔵庫使わなければもう校舎解体してもよろしいのかなと思います。体育館だけ残すのであれば災害の関係で、本当にひどい災害になったら吉野公民館だけでは収容できない。こちら市街地のほうにも連れてくればいいですけども、体育館、まだまだ立派で、長年使えますので、その辺についてやはり災害の目的のものということ指定して、私は管理するべきだと思います。備蓄倉庫であろうと、それはよろしいですけども、そういう考えはありませんか。

○田村議長　答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長　すみません。言葉足らずで申し訳なかったのですが、旧吉野小学校の体育館については一応指定の避難所としての登録はされている状況ではありますので、そこについてはご理解願いたいと思います。

○田村議長　6番、安藤議員。

○安藤議員　これはまた町のほうで考えていただければいいのですが、収蔵庫の関係、今教室何個か使われていると思いますが、これ今総務のほうの決算ですけども、今しらかば保育園も空いております。今後どのような使用をしていくのか。しらかば保育園もまだまだ使える建物ですし、平家であります。あそこは本当にPCパイルを打って、今後長くまた使えると思います。収蔵庫が足りないのであれば、やはりああいうところも再利用していただいて、まだ立派ですから、それなりに陳列すれば町民に見ていただけるということも可能かと思います。その辺について考えていただきたいと思いますけれども。

○田村議長　答弁願います。

教育次長。

○熊谷教育次長　ただいまの質問にお答えいたします。

現在博物館の収蔵物品につきましては、吉野小学校に収蔵させていただいております。今やはり建物施設の有効利用ということで活用させていただいておりますが、ただいま安藤議員の言われたように、ほかにも有効活用できるような公共施設の空いている場所があるということをお聞きしましたので、そのところは町全体の空き公共施設の問題になるかと思っておりますので、今吉野公民館で収納している博物館の物品がその場所でいいのかどうかも含めて取りあえずいろいろと調査をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○田村議長　6番、安藤議員。

○安藤議員　もう一つお聞きしたいと思います。

19ページ、職員厚生費になるかと思いますが、定期監査報告書の中で、定期監査報告の9ページに職員の時間外勤務、最高時間513時間という方がおります。この関係、理事者の方もこの辺は分かっていると思いますけれども、この513時間された方についてはやはり人員が少なかったのかどうなのか、その辺何か対処したのかどうかだけお聞きしたいと思います。

ます。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 ただいまの件でございますが、時間外勤務につきましては条例等改正しまして、上限時間等設けているところでございます。ただ、監査委員からの報告にもあるように、言われたような形で513時間時間外をした職員がいたということでございますが、その部分につきましては毎月時間外で45時間というのが上限ありますが、その45時間を超える場合には私どものほうにそれぞれの所管課長のほうからなぜ上限時間を超えたのかという理由を提出してもらっています。その中身としましては、新規事業等があったことによってこの職員については時間を超えたという原因が分かっているものですから、その辺が人員が足りないという原因であれば人員を補充するですとか、そういったことがあるのですが、今回の場合につきましては特に新規事業の対応の部分で時間外が多くなったということでございますので、その部分につきましてはもう新規事業のほう終了しているということになりまして、今年度についてはそのようなことが起きないということがありますので、特にそれに対する対応という部分についてはおりません。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 この関係については今もそうだと思うのですが、多分この時間外は管理職なり課長が命令を起こしてやらせているということで、やはり管理職にも責任はあるのではないかと私は思います。こうなるときに総務課長にお話しするとかということもよろしいですが、やっぱり対策をもっと考えていかないと、新規事業といってもこれからどんどん新規事業まだまだ出てきますので、その辺について管理職の方にももう少し考えて命令をつけていただければと思います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 先ほどからの安藤議員からの時間外勤務手当の関係でございますが、今回多かった分についてはただいま総務課長から説明をさせていただきましたが、これまでもやはり毎月毎月時間外の報告が来る段階で多い部分については私のほうからもそれぞれ所属長を呼びながら事情聴取をしております。また、年度初めとか、それから年度の終わりもその年の年度の実績等見た中でどういった事情で、全体的に多くなっている部分もあるものですから、そういった中身を聞き取りさせていただいて、改善に向けて進めているところでございます。ただ、全体的には時間外についてはここ数年でいくと減少傾向にあるのですけれども、先ほど総務課長から説明させていただいたように、新規事業とか計画を新たにつくる部分とか、そういった部分、少し負担がかかってしまっている分があるかと思っておりますので、今後につきましてもさらに管理職と連携を図りながら毎月毎月、そうした四半期とか年度ごとには確認をさせていただいておりますので、改善に向けて取り組んでま

いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、9款1項1目常備消防費から14款1項1目予備費までの説明を求めます。

総務課長。

○獅子原総務課長 決算書40ページを御覧願ひます。あわせまして、説明資料33ページ中
段を御覧願ひます。9款1項消防費、1目常備消防費、この目につきましては浦幌消防署
の管理運営、浦幌消防の施設、浦幌消防署職員の給与等に係るとかち広域消防事務組合へ
の負担金及び消防署職員待機宿舎の維持管理に要する経費でございます。17節備品購入費
並びに参考として浦幌消防署費に係る13節使用料及び賃借料、17節備品購入費、18節負担
金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2目非常備消防費、この目につきましては浦幌町消防団の運営等に要した経費ござい
ます。17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載の
とおりでございます。

3目災害対策費、この目につきましては防災、災害対策、国民保護に要した経費ござい
ます。10節需用費の消耗品費、12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費、18節負
担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書48ページ下段を御覧願ひます。11款災害復旧費、3項その他公共施設等災害復旧
費、1目その他公共施設等災害応急費、この目につきましては執行がございませんでした。

決算書49ページを御覧願ひます。12款1項公債費、1目元金、2目利子につきましては、
長期債元利償還金及び一時借入金利子に要した経費でございます。特に説明を加えること
はございません。

13款諸支出金、1項1目過年度支出金、この目につきましては過年度分の交付金等の確
定に伴う返還金に要した費用でございます。特に説明を加えることはございません。

14款1項1目予備費につきましては、執行はございません。

なお、50ページから52ページにかけましては財産に関する調書であり、それぞれ公有財
産に係る土地及び建物、山林、有価証券、出資による権利、物品、債権、基金に関する調
書を記載しておりますので、後ほど御覧おき願ひます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願ひいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

次に、2款1項3目文書広報費から5項2目指定統計調査費までの説明を求めます。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 それでは、決算書の17ページ中段を御覧願います。あわせて、説明資料の10ページ下段を御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、3目文書広報費、この目につきましては広報誌「うらほろ」及び電子メール配信サービスなど広報広聴事業に要した経費でございます。13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書の18ページ中段を御覧願います。あわせて、説明資料は11ページ中段から13ページを御覧願います。7目企画費、この目につきましてはまちづくり計画、広域連携、地域情報通信基盤整備促進事業、定住・移住・交流推進事業、国内交流推進事業及び地域づくり支援事業に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金については、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書の20ページを御覧願います。あわせて、説明資料の14ページ下段を御覧願います。14目ふるさとづくり寄附奨励費、この目につきましてはふるさとづくり寄附者への返礼品及び返礼品発送業務等に要した経費でございます。不用額のうち、7節報償費はふるさとづくり寄附者への返礼品、11節役務費は同じく寄附者への返礼品の送料の執行残でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料については、説明資料に記載のとおりでございます。

15目地方創生推進交付金事業費、説明資料は15ページ上段を御覧願います。この目につきましては、国の地方創生推進交付金を活用しました副業・ボランティアを活用した十勝うらほろ地域創生事業及び十勝管内18町村と東京都台東区、墨田区との連携交流事業に要した経費でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金については、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書の22ページを御覧願います。5項統計調査費、1目統計調査総務費、この目につきましては統計調査に係る職員人件費に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

2目指定統計調査費、この目につきましては法律に基づく指定統計調査に係る経費でございます。特に説明を加えることはございません。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 広報紙のことについてお聞きしたいのですが、ちょっと昨年ぐらいからこの地方創生の関係、うらほろ樂舎の関係、1ページから二、三ページ、ずっと続けて掲載されています。この関係、あそこまで出さなくても、その都度パンフレットか何か出して町民にPRしたほうが私はいいのではないかなと思います。町民の方にお話聞いても何のことだかさっぱり分からないということで読んでいないようです。その辺もう少し担当のほうで協議していただいて、もっと、広報ですから、町民に早く知らせるものというものを先に持ってきて、そういうことでレイアウトするとか、そういうことでお願いしたいと思うのですが、どうでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

地方創生に係るページが多いのではないかとということでありまして、町の事業としても重点的な政策ということで考えてございますので、ページのほうはページ数を割かせていただいて、掲載して周知を図っているところでございます。ご指摘のように、書いてあるボリュームが多くて、なかなか意味が分からない、内容が分からないという声も聞いています。広報、皆さんに読んでいただいて、内容、町のこと知っていただくということが目的でございますので、紙面の内容については都度工夫をしながら皆さんに読んでいただけるようにやっていきたいと考えてございます。

それと、もっと町民に早く知らせたほうがいいのではないのかということでございますけれども、現実的に広報、毎月25日発行しているのですが、広報の編集作業はその月の初めのほうに終了しているということで、近々の情報についてはなかなか伝えにくいという部分がございます。そういった部分につきましては、メールですとかラインですとか町のホームページとか、タイムリーな話題はお届けするような形で考えているところでございます。いずれにしても、広報広聴活動というのは町の中でも大変重要な業務だと思っておりますので、ご意見参考にさせていただきながら今後も皆さんに見ていただく理解できるような広報紙作りに努めてまいりたいと思います。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 このうらほろ樂舎の関係は、町から委託されている一業者だと私は思っております。社団法人でございますので、町は力入れてやるのもいいのですが、今課長の話ではそういう話も聞いているということでしたら、やはり考えていくべきかなと思います。別冊というか、そういうことで町民に知らせるようなものというほうが私はいいかなと思っておりますので、その辺よく検討願いたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご意見にお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、この事業をいかに町民の方に理解してもらうかというのは今後の事業の展開については非常に大きな部分だと思っていますので、ご意見参考にさせていただきます。事業の周知方法についてはまた内部でいろいろ検討しながら皆さんに理解いただけるように努めてまいりたいと思います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 通信のことなのでございますが、以前同僚議員のほうから携帯、スマホの不感地帯ということについてあったのですけれども、その後その件についてどうなったかお聞きしたいと思います。

(何事か声あり)

○阿部議員 情報化推進のところだと思う。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○田村まちづくり政策課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

不感地帯となっておりました地域に対して国のほうの補助等を使った基盤整備ということ要望してまいりました。その要望の結果、本年6月、国の総務省のほうからご回答いただきまして、不感地帯となっている場所、民間キャリアのほうで整備をしていただけるということで回答いただきました。この整備時期についてははっきりと回答はいただいていませんが、民間で独自に整備を行うという回答をいただいているところであります。

以上です。

(何事か声あり)

○田村まちづくり政策課長補佐 すみません。不感地帯の場所につきましては富川地区になります。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 キャリアにもよるのだと思うのですが、まだほかにもあると思うのです。例えば富川、活平の中でもある程度あるのです、部分的なのですけれども。ただ、車で走っているとしましまの状況があつて、運が悪いとつながらないという回線の部分もあります。どこでもつながる回線ばかりではないものですから、その辺も確認をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○田村まちづくり政策課長補佐 ただいま特に活平地区ということでお話はいただきましたけれども、地域には一応3キャリア、NTTさん、それからauさん、ソフトバンクさんとあるかと思えます。その地域、基地局がある場所によって一部届く、届かないといった箇所があるのかなと思っています。届かない場所につきましては、特にNTTさんの部分についてはNTTのほうにそういった解消をお願いしていることはしておりますけれども、いずれのキャリアも通じないというのが不感地帯という定義になっているもの

ですから、活平地区においてはどこかしらでどこかのキャリアがつながるという状況になっておりまして、不感地帯とはちょっとなっていない状況にあります。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 分かりました。通じない、通じないと騒いでいる人はそのまま通じる電話を探さなければいけないということになりますよね、簡単に言ってしまえば。そういうことでいいですか。

○田村議長 答弁願います。

まちづくり政策課長。

○岡崎まちづくり政策課長 ただいまのご質問でございますけれども、不感地帯の定義に関しましては、先ほど補佐が申し上げたように、どこかの携帯電話の会社がつながれば不感地帯ではないということで、お使いになられている携帯会社のほうで、おっしゃっているように、使えないところはあると思います。先般の一般質問でもご質問いただきましたが、そのときも回答させていただきましたとおり、どうしてもそここのところがこの会社が伝わりにくいという部分は、直接サービスセンター等におつなぎしていただく調査をしていただいたりですとか、例えば地域全体としてというのであればお話をするということが可能でございますけれども、全体の町の中でどこの携帯会社、どこがつながらないかというのがデータとして押さえられないということでございますので、そのような形でご理解いただきたいと思います。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時59分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、2款1項10目生活安全推進費から3款2項2目児童措置費までの説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 決算書19ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は13ページを御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、10目生活安全推進費、この目は交通安全対策、防犯対策の推進事業並びに消費者保護対策事業を通じ町民の安全、安心な日常生活を確保するため、交通安全指導員、防犯指導員が実施している啓発、巡視活動、街頭指導、さらには生活安全推進協議会主催による交通、防犯運動並びに消費者保護活動に対する経費を計上したものでございます。1節報酬、8節旅費は、交通安全指導員11人、防

犯指導員11人のそれぞれの運動、啓発等に伴う出動費用でございます。10節需用費の主な内訳は、防犯灯の電気料及び球切れ等の修繕料でございます。需用費の不用額につきましては、主に防犯灯の修繕料及び電気料でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金の内容につきましては、説明資料13ページに記載のとおりでございます。

決算書20ページ下段から21ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は15ページを御覧願います。2項徴税费、1目税務総務費、この目は固定資産評価審査委員会の運営並びに税務事務に要する経費及び税務業務に携わる職員の人件費並びに事務的経費を計上したものでございます。1節報酬、8節旅費につきましては、固定資産評価審査委員3名分の報酬並びに費用弁償でございます。

2目賦課徴収費、この目は町税の賦課徴収業務に係る事務的経費を計上したものでございます。11節役務費、手数料、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。決算書21ページの22節償還金、利子及び割引料につきましては、8個人及び7法人の確定申告に伴う還付金の内容でございます。

3項1目戸籍住民登録費、この目は戸籍住民登録等の窓口業務に係る事務的経費を計上したものでございます。12節委託料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書23ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金事務費、この目は国民年金事務及び国民年金制度の啓発等に要する経費を計上したものでございます。

決算書24ページを御覧願います。あわせまして、決算説明資料は16ページをお開き願います。6目重度心身障害者ひとり親家庭等医療対策費、この目は重度心身障がい者、ひとり親家庭等の医療費を助成する経費を計上したものでございます。19節扶助費の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

7目後期高齢者医療費、この目は後期高齢者医療制度において浦幌町が広域連合へ負担すべき医療給付費負担金及び後期高齢者医療特別会計に対する繰出金に要する経費を計上したものでございます。18節負担金、補助及び交付金は後期高齢者1,035人分の療養給付費等負担金。27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であり、広域連合共通経費、事務費並びに保険料軽減のための繰出金の内容でございます。

決算書25ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は17ページを御覧願います。2項児童福祉費、2目児童措置費、この目は児童手当の支給並びに支給事務に要する経費を計上したものでございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金、19節扶助費の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議くださいますようお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、4款1項3目環境衛生費から2項2目し尿処理費までの説明を求めます。

町民課長。

○佐藤町民課長 決算書30ページをお開き願います。あわせまして、決算説明資料は21ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、この目は葬斎場の維持管理及び環境衛生業務に要する経費を計上したものでございます。10節需用費の主な内訳は、狂犬病予防、蜂駆除等環境衛生用消耗品費、環境衛生車両用燃料費及び葬斎場の光熱水費、修繕料でございます。需用費の不用額につきましては、主に葬祭場の光熱水費及び修繕料でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。27節繰出金は、個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

決算書30ページ中段を御覧願います。4目墓地墓園費、この目は町が管理する墓地、墓園5か所の維持管理に要する経費を計上したものでございます。13節使用料及び賃借料の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書30ページ下段から31ページ上段を御覧願います。6目乳幼児等医療対策費、この目は中学生以下の乳幼児等の医療費の助成に要する経費を計上したものでございます。12節委託料、19節扶助費の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

7目公衆浴場管理費、この目は町営公衆浴場健康湯の管理運営に要する経費を計上したものでございます。12節委託料、14節工事請負費の内容につきましては説明資料に記載のとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、前年度対比で入浴者数は750人の減、入浴料金では22万3,710円の減となっているところでございます。

決算書31ページ中段を御覧願います。あわせまして、決算説明資料は22ページをお開き願います。9目未熟児養育医療対策費、この目は1歳未満の未熟児を養育するための医療費の助成に要する経費を計上したものでございます。19節扶助費の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書31ページ下段から32ページ上段を御覧願います。2項清掃費、1目塵芥処理費、この目はごみの収集運搬から処理に要する経費を計上したものでございます。10節需用費の主な内訳は、指定ごみ袋印刷代、ごみ処理用消耗品費、ごみ収集運搬車両用燃料費、修繕料及び一般廃棄物処理センターの光熱水費でございます。需用費の不用額につきましては、主に燃料費及び光熱水費でございます。12節委託料、17節備品購入費の内容につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2目し尿処理費、この目はし尿処理に要する経費を計上したものでございます。18節負担金、補助及び交付金は、十勝圏複合事務組合分担金及び汚水処理施設運営事業分担金の内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時10分 休憩

午前11時11分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

次に、3款1項1目社会福祉総務費から4款1項8目保健福祉センター管理費までの説明を求めます。

保健福祉課長。

○廣富保健福祉課長 歳入歳出決算書の22ページ下段から23ページ中段まで御覧願います。あわせまして、説明資料は16ページを御覧願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、この目につきましては社会福祉全般に係る経費として障がい者福祉サービス等給付費、各種社会福祉団体等に係る負担金、補助金、遺族災害応急援護、障がい者福祉計画策定及び浦幌町国民健康保険特別会計繰出金などに要した経費でございます。主な不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金は社会福祉法人運営費補助金の事業確定による執行残及び障がい者福祉事務補助金のうち身体障がい者自動車改造費及び高齢者等住宅改修等補助金について執行がございませんでしたので、全額不用額、20節扶助費につきましては障がい福祉サービス費等給付費の額の確定による執行残でございます。なお、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金及び19節扶助費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書23ページの中段を御覧願います。3目厚生委員費、この目につきましては民生委員児童委員24名の活動に要した経費でございます。なお、この目につきましては特に説明を加えることはございません。

引き続き決算書の23ページ下段を御覧願います。4目青少年健全育成費、この目につきましては浦幌町青少年問題協議会及び浦幌町少年補導委員会の運営並びに青少年健全育成事業に要した経費でございます。なお、この目は特に説明を加えることがございません。

引き続き決算書の23ページの下段から24ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料は16ページを御覧願います。5目社会福祉施設費、この目につきましては浜厚内生活館の維持管理及びアイヌ生活相談員1名の活動に要した経費でございます。なお、12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書は飛びまして、27ページの下段から28ページの上段まで御覧願います。あわせまして、説明資料18ページから19ページを御覧願います。3項老人福祉費、1目老人福祉総務費、この目につきましては高齢者福祉、社会福祉法人等運営費補助、屋内ゲートボール場3か所の維持管理、高齢者支援団体活動事業、在宅福祉支援事業及び浦幌町介護

保険特別会計繰出金に要した経費でございます。主な不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金は社会福祉法人の運営に係る補助金等の事業確定による執行残でございます。なお、7節報償費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金及び19節扶助費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書の28ページの中段を御覧願います。あわせて、説明資料19ページを御覧願います。2目老人福祉施設費、この目につきましては養護老人ホームなどの老人福祉施設に入所している方の保護措置に要した経費でございます。なお、19節扶助費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書の28ページ下段を御覧願います。あわせて、説明資料は同じく19ページを御覧願います。3目老人ホーム費、この目につきましては浦幌町養護老人ホームらぼろの維持、管理、運営及び特定施設入居者生活介護及び訪問介護事業に要した経費でございます。なお、12節委託料、14節工事請負費及び17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書29ページを御覧願います。あわせて、説明資料は20ページを御覧願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、この目につきましては母子、老人保健事業として妊婦、乳幼児等各種検診、健康診査、妊産婦安心出産支援事業等補助金及び特定健診などの健康健診業務並びに浦幌町簡易水道特別会計繰出金に要した経費でございます。主な不用額につきましては、12節委託料の健康診査委託料及び18節負担金、補助及び交付金の特定不妊治療不育症治療費補助金について事業確定に伴う執行残でございます。なお、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金及び19節扶助費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書29ページ下段を御覧願います。あわせて、説明資料は同じく20ページを御覧願います。2目予防費、この目につきましては結核検診、緊急風疹抗体検査、予防接種など予防衛生事業及び新型コロナウイルスワクチン接種事業に要した経費でございます。なお、12節委託料及び17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書30ページ下段を御覧願います。あわせて、説明資料は21ページを御覧願います。5目医療対策費、この目につきましては各歯科診療所の管理及び帯広厚生病院の運営費補助金並びに浦幌町立診療所特別会計繰出金に要した経費でございます。なお、17節備品購入費及び18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

最後に、決算書31ページの中段を御覧願います。あわせて、説明資料は同じく21ページを御覧願います。8目保健福祉センター管理費、この目につきましては浦幌町保健福祉センターの維持管理に要した経費でございます。なお、10節需用費、修繕料、12節委託料、14節工事請負費及び17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で3款1項1目社会福祉総務費から4款1項8目保健福祉センター管理費までの保健福祉課所管決算の説明を終わらせていただきますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時21分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

次に、3款1項8目相談支援事業所運営費から10款4項1目幼稚園運営費までの説明を求めます。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 決算書の24ページを御覧願います。3款民生費、1項社会福祉費、8目相談支援事業所運営費、この目につきましては障がいのある方の地域での生活を支援するため、障がい福祉サービスや障がい児通所支援を利用する全ての方にサービス等利用計画の作成を行うことにより地域で生活するために必要となる様々なサービス等を有効に利用し、生活の質を向上させることを目的とした特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業の運営に要した経費でございます。なお、この目は特に説明を加えることはございません。

引き続き決算書24ページ下段から25ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料16ページ下段から17ページ上段を御覧願います。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、この目につきましては浦幌町児童育成計画策定委員会、出産祝金、保育園、幼稚園等の入退園及び児童福祉全般に要した経費でございます。主な不用額につきましては、10節需用費は認定こども園開園前の機械設備等試運転に係る燃料費及び電気料と光熱水費の執行残でございます。なお、7節報償費、12節委託料、18節負担金、補助及び交付金及び19節扶助費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書25ページを御覧願います。あわせまして、説明資料17ページを御覧願います。3目認可保育園運営費、この目につきましては浦幌町立しらかば保育園の管理運営及び通園費補助に要した経費でございます。なお、12節委託料、17節備品購入費及び18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書25ページ下段から26ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料17ページを御覧願います。4目へき地保育所運営費、この目につきましては浦幌町立上浦幌ひまわり保育園の管理運営、通園費補助に要した経費でございます。なお、17節備品

購入費及び18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書26ページを御覧願います。5目児童館運営費、この目につきましては常室児童館の維持管理に要した経費でございます。なお、この目は特に説明を加えることはございません。

引き続き決算書26ページを御覧願います。あわせまして、説明資料17ページを御覧願います。6目子ども発達支援センター運営費、この目につきましては発達支援の必要が認められる児童等に対しまして必要な指導を行うことにより、当該児童等の健全な育成を図るため設置している子ども発達支援センターくれよん広場の管理運営に要した経費でございます。なお、12節委託料及び17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書26ページ下段から27ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料17ページを御覧願います。7目学童保育所費、この目につきましては放課後児童健全育成事業として開設している町立学童保育所及び上浦幌児童クラブの運営に要した経費でございます。なお、17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書27ページを御覧願います。あわせまして、説明資料18ページを御覧願います。8目子育て支援センター費、この目につきましては親子の遊びなどを通じて子育て家庭の育児不安、悩みの相談並びに保護者に子育てに関する情報を提供するなど、児童の健全育成を推進するため設置している子育て支援センターの管理運営に要した経費でございます。なお、17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

引き続き決算書27ページを御覧願います。あわせまして、説明資料18ページを御覧願います。9目認定こども園新築事業費、この目につきましては認定こども園新築工事等に要した経費でございます。なお、12節委託料、14節工事請負費及び17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

次に、決算書、ページ飛びまして、44ページ中段から45ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料38ページを御覧願います。10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園運営費、この目につきましては浦幌町立浦幌幼稚園の管理運営、通園費補助に要した経費でございます。なお、17節備品購入費及び18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議賜りますようお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

5番、澤口議員。

○澤口議員 物品の購入についてちょっとお伺いをいたしたいと思います。

認定こども園の教材等の購入ということで備品の購入、それから消耗品ということで複数件の購入がある中で、入札によって選んだものというのがあれば教えていただきたいのですが。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○河合こども子育て支援課長補佐 ご説明いたします。

ただいまの備品購入と消耗品の購入に関しましての入札による購入はございません。

以上です。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 もう一度お願いいたします。

○河合こども子育て支援課長補佐 ただいまの備品と消耗品に関わる入札による購入はございません。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 入札がないということではありますが、金額的に80万円を超える財産の場合は、財産の購入ということであれば80万円を超えるものに対しましては入札をしなければならないという規則になっているが、その辺はどうかなのかな。

○田村議長 答弁願います。

こども子育て支援課長。

○正保こども子育て支援課長 認定こども園の保育教材等の予算につきましては、令和2年の本来当初予算で計上に向けてというような形で作業を進めてきたところでございますが、予算査定の段階で現在使用しているものを引き続き使用できる教材とか、そういうものをちょっと選別しなければいけないという部分、また別の同等品などで安価なものがないか、そういう洗い出しを改めてするというところで、当初予算に計上できなかった経過がございます。それで、精査した中で令和2年の9月の第3回の町議会の定例会に予算補正を提出したところでございます。その後競争入札による物品等の購入を予定しておりましたが、新型コロナウイルス蔓延の情勢の中で製造とか物流環境の悪化により年度内に調達が困難であることが想定されたため、緊急、やむを得ないと判断いたしまして、随意契約としたものですので、ご理解いただきたいと思います。

○田村議長 5番、澤口議員。

○澤口議員 緊急事態が全ての話になっていますけれども、これは土地取得から始まって、相当時間かけてやっている中でありますから、想定される部分というのはしっかりと時間はあったと思うのです。それで、町の財務規則というものがきちっとあるので、今後そういうことやっぱり表に出していただいて、きちっとした形でやっていかなければならないと思いますが、その辺についてどう思いますか。

○田村議長 答弁願います。

総務課長。

○獅子原総務課長 町の財務規則に関する部分でございますので、私のほうで答えさせていただきます。

ただいまの件に関しましては、御存じのように定例監査におきましても監査委員のほう

からご指摘を受けている部分でございます。それで、今こども子育て支援課長のほうから説明のあったような事情がございまして、このような形にはなっているところではございますが、本来であれば金額的なものからいきますとやっぱり入札に付するのが正常な形かなと思います。ただ、今契約事務に関しましては契約事務処理マニュアルというものを設けておりまして、その中で手続等各課行っている状況でございます。緊急の部分ということでございましたけれども、緊急だけではなくて、どうしても今回の場合コロナウイルスの関係で納品がすぐに、入札となってしまうと指名委員会を開いてとなりますと一月、二月という部分で時間をどうしても要してしまう部分がございまして、そうすると年度内の納入が間に合わないとか、そういった部分があるということで、今回の場合はこういった状況となってございますが、今後におきましてはこのようなことが起きないようにしっかりとマニュアルに基づいた中で執行できるように努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時37分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

次に、5款1項1目労働諸費から6款2項4目うらほろ森林公園管理運営費までの説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、決算書32ページを御覧願います。あわせまして、説明資料につきましては22ページを御覧願います。5款労働費、1項1目労働諸費、この目につきましては勤労者対策、雇用対策、職業病対策及び常室ラボ運営事業に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。不用額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、ふるさと東十勝通年雇用促進協議会負担金の額の確定による執行残16万3,766円及び雇用促進事業補助金給付対象者の減によります執行残191万7,600円の内容でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、この目につきましては農政担当職員の人件費及び各種関係団体に対する負担金でございます。この事業につきましては、特に説明を加える事項はございません。

決算書33ページを御覧願います。あわせまして、説明資料は23ページを御覧願います。

3目農業振興費、この目につきましては農政全般と畑作を主とする農業振興に要した経費

でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。不用額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、農業振興関係事業等補助金の事業確定による執行残でございます。なお、18節負担金、補助及び交付金のうち4,675万円につきましては、産地生産基盤パワーアップ事業補助金によるてん菜の自走式多畦収穫機導入で、翌年度へ繰り越して執行する内容のものでございます。

決算書33ページを御覧願います。あわせまして、説明資料につきましては23ページから24ページを御覧願います。5目畜産振興費、この目につきましては酪農等を主とする畜産振興及び模範牧場の管理運営等に要した経費でございます。10節需用費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金並びに浦幌町模範牧場利用実績につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。なお、18節負担金、補助及び交付金のうち1億9,318万4,000円につきましては、産業クラスター事業補助金による家畜飼養管理施設などの施設整備費で、翌年度へ繰り越して執行するものでございます。

決算書33ページから34ページを御覧願います。あわせまして、説明資料24ページから25ページを御覧願います。6目土地改良費、この目につきましては土地基盤等の整備促進に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。不用額の10節需用費につきましては、基幹水利施設に係る光熱水費の執行残でございます。

8目道営土地改良事業費、この目につきましては合流地区、栄穂地区、恩根内地区担い手育成型畑地帯総合整備事業の土地改良事業に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。不用額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、道営土地改良関係事業等補助金の事業確定による執行残でございます。なお、栄穂地区における区画整理工事負担金1,360万円、恩根内地区における区画整理工事負担金340万円、合計いたしまして1,700万円につきましては、翌年度へ繰り越して執行するものでございます。

10目団体営土地改良事業費、この目につきましては浦幌地区農業基盤整備促進事業に要した経費でございます。12節委託料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書34ページから35ページを御覧願います。あわせまして、説明資料26ページを御覧願います。2項林業費、1目林業総務費、この目につきましては林業行政一般及び有害鳥獣駆除等に要した経費でございます。7節報償費、12節委託料、13節使用料及び賃借料、18節負担金、補助及び交付金、23節投資及び出資金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

2目林業振興費、この目につきましては民有林の振興に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。不用額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、森林環境譲与税を財源として新たにに取り組むことといたしました森林管理

作業道等整備事業補助金300万円、森林労働安全環境整備事業補助金300万円、合計600万円につきまして申請実績がなく、未執行となったことによるものでございます。本補助制度につきましては、関係団体の要望を踏まえ事業制度を創設したものでございますが、民有林の保全及び労働環境整備の改善を図っていただくためにも制度の周知に努め、有効に活用していただくよう取り組んでまいります。

決算書35ページを御覧願います。あわせまして、説明資料27ページを御覧願います。3目林道維持費、この目につきましては町が管理する林道13路線、延長6万4,391メートルの維持管理に要した経費でございます。13節使用料及び賃借料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

4目うらほろ森林公園管理運営費、この目につきましてはうらほろ森林公園の管理運営に要した経費でございます。10節需用費、12節委託料、14節工事請負費並びにうらほろ森林公園利用実績につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしく願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

6番、安藤議員。

○安藤議員 決算書35ページの林業振興費、説明資料が26ページの中の工事請負費、木育森林普及啓発活動拠点整備工事、常室ラボ内施設改修一式ということでございますが、この内容を教えていただきたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○吉田産業課長補佐 今のご質問にお答えさせていただきます。

常室ラボ内に森林環境啓発施設ということで、デジタル森林浴を可能にする映像施設を制作した工事費となっております。

以上です。

○田村議長 分かりましたか。

再度答弁願います。

○吉田産業課長補佐 失礼しました。常室ラボの施設内に森林環境啓発施設ということで、デジタル森林浴といいますか、映像を流せる施設を制作した工事費となっております。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 それは、今樂舎のほうでやられている事業ということでよろしいのですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今のご質問の普及啓発施設の部分につきましては、常室ラボ内で制作といたしますか、場所を設置したものでございますので、一般社団法人の樂舎さんはこの工事の内容については基本的には何も関わりはございません。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 工事には関係ないけれども、今そこでデジタルのやつやっていますよね。それは、樂舎でやっているやつのことを言っているのですか。違うのですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 今デジタル森林浴、この建物というか、施設自体は町がいろいろ北海道の補助金もいただきながら整備をさせていただきました。今デジタル森林浴というコンテンツ自体につきましては、浦幌町で新しく起業されましたフォレストデジタルという株式会社がございます、その会社自体がそのコンテンツ、サービスを浦幌町と共に提供しているということでございますので、樂舎の会社自体には関係はございません。

以上です。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 フォレストデジタルということで分かりましたけれども、あの施設の現在までの大体利用者数とか、それからどのようなところから来たか、浦幌町内で何人ぐらいいるかちょっと聞きたいです。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 デジタル森林浴の施設自体は昨年、令和2年の12月12日にオープンをしてございます。それから、3月までの実績でございますが、年度内におきましては358名の方にご来場いただいております。4月以降につきましては、今現在ちょっと把握ができてございませんので、今ここでお伝えすることができません。そのうち町内の方が何人かというところも、そういう種別で受付をしてございませんので、申し訳ございませんが、町内、町外の割合についても今現在ここでお答えすることはできませんので、ご了承願います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 私どももちょっとそれを拝見する機会がありまして、行かせていただきました。映像といたしましては、浦幌町内のアピールみたいなこと書いてあるのですが、町外のことを結構映像の中に出ていたような気がいたします。やっぱり映像がいろいろ変わるかは別なのですが、きちんと浦幌町内の山をアピールしていただけるのなら、それはそれとしてしっかりと一回やっていただきたいなとお願いがあります。その件についてはいかがでしょう。これからそういうことをしていただけるかどうかについて。フォレストデジタルでしたっけ、そこがやってくれるのだと思いますが、いかがでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 施設内で提供しているコンテンツ、オープン当初は「十勝浦幌の森」というタイトルで映像の提供をさせていただきました。今現在は屋久島という形の、北海道

浦幌ではないのですけれども、屋久島の場所を素材として今現在は映像を提供しているところがございます。日本全国津々浦々いろいろな山林、森林に関するそういった癒やしとなるような空間の映像素材を様々撮影をしまして、その中からいろいろ編集作業を行って、この施設は提供をしていきたいと考えております。その一つといたしましては、撮影素材をカメラで撮影をして、それを編集するわけですが、その撮影をする中においては例えば総合振興局の林務課職員の方々であったりとか、様々山に関わるの方々にも会社としてカメラ、360度カメラで撮影をするわけでございますが、そういった素材集めをまず今しているところでもございます。将来におきましては、浦幌町だけの森林をテーマとした、そういった素材についても、時期がいつということは今この場では申し上げられませんが、そういった形のコンテンツといたしますか、提供するメニューの一つとしてそういったものも可能かどうかというのは今後企業側とも打合せをしながらどういうソフトがいいのか、ソフトといたしますか、どういう映像素材がいいのかというところは今後お話しの中でご提案なりさせていただければと思います。

○田村議長 9番、阿部議員。

○阿部議員 浦幌のということも分かりました。逆に浦幌の映像が見たい場合には、そこで味わいたいというか、その感覚をしたいという場合は、ほかの地域の映像も例えばこっちから要望とか、それから皆さんの中の一つのスケジュールとかいろんなことの中でそういうこともできるのかどうか伺っておきます。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 素材集めと提供できるメニュー、コンテンツの数がまだまだ今少のうございまして、まだ十勝の森と屋久島の風景とその2つしか今のところは皆さんに御覧いただくことができるコンテンツはございません。それをこれからどんどん増やしていった中におきましては、将来的には例えば10タイトルがあればそのうちのこれを見たいですとかこれを見たいということは、技術的な課題もたくさんあるかと思いますが、そういったことも可能にはなってくるのかなとは思いますが、ただ、お一人で専属で見るということにはなりませんので、やはりグループならグループとして申し込んだ場合に限ってというようなことになろうかと思えます。基本的にはこちら側、会社側がこの期間においてはこのメニューを提供します、これを御覧になりたい方は予約サイトによって予約をして御覧いただければと考えております。よろしいでしょうか。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 関連することなので、大変申し訳ないのですけれども、この工事費、14節の工事請負費なのですが、これあの部屋だけでこれぐらいの金額かかるのですか。ちょっとその辺確認なのですけれども。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 部屋の空間と、あとプロジェクターですとか、あと音響機械、それと映像を管理するコンピューター機器、そういったもの含めての工事請負費になっております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 説明資料26ページ、林業振興費の中の委託料の中に浦幌の森PR業務とございますが、こちらの内容を具体的に教えていただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○吉田産業課長補佐 ただいまの質問にお答えします。

浦幌の森PR事業につきましては、首都圏におきましてその映像を一定期間流し、そこでの浦幌町のPR、その際にパンフレット等の配付をし、PR事業を行ったという内容になっております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 先ほどからもうららパークの話が出てきておりますが、このフォレストデジタル株式会社様についてなのですが、私は十勝総合振興局様ですとか大手の会社様が協力してあのような場所ができるということは非常に素晴らしいことだと思っているところではございますが、フォレストデジタル様、これ民間のやっぱり営利を目的とする会社様でございます。こちらの会社様が東京で出展するに当たって浦幌町がこの税金を出すという意味合いが分からないのですが、そちら説明していただけますでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 フォレストデジタル株式会社様は、十勝総合振興局と包括連携協定というのをまず結んでございます。それとあと、森林環境税を財源とした普及啓発活動の中でもこういったいろんな視点からの普及啓発という一つの中で、デジタルコンテンツを用いた、それで山の大切さ、有用性、そういったものに視点を置いた活動についても推奨されております。今このPR事業につきましては北海道の補助金である地域づくり総合交付金というものをいただきながら、浦幌町としては森林環境税を財源として充てながら北海道や浦幌の山を首都圏の方々に見ていただくことで、都会にいらっしゃる方に山、森林、そういったものの大事さ、大切さをPRするとともに、浦幌町という場所を認識、認知をしていただく、そういった活動としてやっております。これにつきましては、今予定ではございますが、昨年東京、首都圏でやっておりますが、3年間の期間で北海道の地域づくり総合交付金、これをいただきながらそういった森林に関するPR活動、それを行っていく計画となっております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 こちらの東京でやった浦幌のPR業務については、この映像に関しては浦幌の森林のみの映像だということでご理解してよろしいでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 その分につきましては、素材集め、そしてやはり癒やしの空間としての素材の中のいろんなシーンを抽出しておりますので、あとは編集作業、まだストックが少ないということもございまして、昨年オープンのときに提供した、浦幌の風景も当然入っておりますが、十勝の風景、森林、そういったもののコンテンツ、これをベースとして首都圏では御覧いただいております。

以上です。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 浦幌のものだけではないということですが、そうすると浦幌以外で映像が出ている箇所、どちらかちょっと分かりませんが、そちらの自治体ですとか十勝総合振興局様ですとかも、こちら協力してお金を出していただけているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 当然浦幌以外の自治体さんの映像もございまして、そういったところからのPRに関してのご負担といいますか、そういったものは一切いただいております。あくまでも浦幌町の森林環境税と北海道の地域づくり総合交付金ではございますが、事業主体としては浦幌町がこういった活動していきたいということで事業提案をさせていただいて、採択をさせていただいておりますので、その分については浦幌町の財源のみでやらせていただいております。

○田村議長 1番、沼尾議員。

○沼尾議員 今いろいろご答弁いただいて、お話を聞いた中で、私としてはやはり営利を目的としている会社様が運営をしている技術だということで、基本的には民間の会社様がやっただけのほうがいいのかなと思っております。民間の会社様、浦幌にたくさんある中で、例えばですが、浦幌のほかの民間の会社様が東京で出展したいとなったときにそれが全部町で補助するということにも恐らくならないと思いますので、その辺公平に考えたときにやはりあまり、どうなのかなというようなご意見、自分は意見を持っています。今ご答弁いただきましたが、ほかの自治体の森もPRされているということなのでしたら、やはりほかの自治体様とも協力しながら運営していかれるのほうがいいのかなと思っております。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まず最初に、このPR事業自体は浦幌町が発案をして、こういったデジ

タル森林浴の映像をやりたいということを申し出てまず始まっている。それを提供できるのがフォレストデジタルさんという会社しか今現在、世界中でこの方々しか今このサービスを提供することができないので、それと一緒にタッグを組んでやっているというところをご認識をいただければと思います。

あとは、映像素材におきましては、今回十勝の関係ですので、管内の映像素材がメニューとしてはあるのですが、今後北海道内であったりとか本州方面であったりとか、様々な場所、入って映像撮影していただくときにはお話をさせていただいて、映像流していいかというような確認については当然必要な際にはご了承いただいて、流しているという実態もございますが、それら全ての自治体様に対して何かご負担を求めるということは今のところはちょっと難しいかなと私としては考えてございます。

以上です。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 関連なのですが、こちらのPR事業、羽田空港内のどさんこプラザのカフェでやっていたものと同じと考えてよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 羽田空港のどさんこプラザにも同じデジタル森林浴といいますか、その映像素材が提供されております。その一連の映像自体を私自身は全てを見てはおりませんので、どういった映像が今現在流れているかはちょっと把握はできかねるのですが、基本的には去年12月に最初にオープンさせていただいたその素材が今のところは流れているのだらうと思います。この後はいろんな場面でメニュー、編集作業の過程にもよりますが、流れる映像はどんどん変化していくのだらうと考えています。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 私の首都圏の知人からも、浦幌という文字も出ていたみたいで、出ているよという連絡は結構来ておまして、私的には莫大なPR効果だなと思っております。300万円ぐらいのお金で基本的にどさんこプラザに物を入れる自体がかなり難しいところなので、そこのカフェで浦幌の映像、もちろんほかの映像も入っているのかもしれませんが、浦幌というPRができてるのはすばらしいことだと思っています。ただ、そちらを、浦幌の名前を売るとともに、それをどう浦幌町の利益というか、経済的なものばかりではないと思いますが、つなげていくかというところが大事だとは思っているのですが、そちらのほういかがお考えですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 このPR事業、そういった場面を首都圏で提案をさせていただいて、それとともに本来であれば職員ですとか、そういったものも向こうに出向いて浦幌のPR、パンフレットを配るですとか特産品を販売するですとか、そういったことも本来は予定を

していたのでございますが、今こういった状況下でございますので、誠に残念ではあったのですが、我々が向こうに行くということはできなかったものですから、こちらの資料、パンフレット等々を向こうに郵送して、町をPRしていただいたというところでございます。そういった場所が今どさんこプラザのようにいろんなところで出てくる可能性もございます。また、御覧いただいた方にはそれぞれアンケートを取らせていただいております。癒やしの効果があったとかリラックスができたとか、そういったもののほかに映像の場所に行きたいかというような項目もございます。そういった項目を取りまとめた中においても見た自治体の山に行ってみたいですとか、向こうで提供しているのは、常室ラボでやっているものは完全体なのですが、首都圏では臨時的にブースを構えてやるものですから、どうしてもやっぱりこちらよりはスペックが落ちる状態であります。そういった中では浦幌に足を運んで、実際に常室ラボで見てみたいと、そういったお声もたくさんいただいているというところも実際でございます。そういった方が御覧になったことをきっかけとしてそういった形では浦幌町に足を運んでいただける方も相当数いらっしゃるのかなと今のところは感じているところです。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 このコンテンツ、本当に可能性があふれているというか、見ていただく、知っていただくというところ、この金額でできるのは私はすごいことだなと思っておりますので、ぜひ、もちろん今コロナでなかなか人の移動がしづらいつつとか、そういうことは重々承知しておりますが、コロナが終息というか、人の移動がある程度できるようになったとき、もしくはそちらのどさんこプラザのカフェで浦幌の物産が出せるですとか、それは自治体がやることではないかもしれませんが、そういった可能性に満ちあふれていると思っていますので、町の産業団体の方等々も含めながらそういったチャンスを大きくしていただければと思いますので、何かそういったところ、商工会ですとか、そういったところとお話ししているというところはあるのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 まだ昨年12月にオープンしたばかりで、あとは東京で、首都圏でそういったPRと申しますか、やった、このことをきっかけとして、やっぱりあちら方面、本州方面の方の企業人の方々が大変興味を持っていただいて、いろんな場所にそういったものをつくれないうようなご相談自体は当該会社のほうに何件も寄せられているという、実態はございます。また、常室ラボについてはどちらかという関係機関としてちょっと見に行きたい、視察に行きたいというなお声もいただいております。今のところこちら側からプッシュするようなPRというものはできてはいないのですが、何か浦幌に視察に来られるですとか、そういった場面がありましたらそういった場所をご案内するですとか、そういったことはどんどん率先してPRをしてやっていきたいとは考えております。

○田村議長 3番、高橋議員。

○高橋議員 最後に、先ほどちょっとお話が出ていましたけれども、こちら地域づくり総合交付金と、あと町からの出費としては森林環境譲与税の特定財源のみということで、一般財源は使われていないという理解でよろしいですか。

○田村議長 答弁願います。

産業課長。

○小川産業課長 工事請負費のうち2分の1につきましては北海道の地域づくり総合交付金、残りものについては森林環境税を充当しております、端数については別でございますけれども、財源としてはその2つの科目で賄っております。

以上です。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 先ほどもこの工事請負費の関係をお聞きしたのですが、この1,100万円の中に備品費も入れて入札をすると。これ予算の組み方が間違っていたのではないかと。私は、これ不適切だと思います。こういう備品費も入るのであれば、やはり備品購入費ということで入札をかけていただければと。今後そうやっていただきたいと思いますが、副町長、どうですか。

○田村議長 答弁願います。

答弁調整のため暫時休憩いたします。

午後 0時11分 休憩

午後 0時12分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

答弁願います。

副町長。

○山本副町長 確認させていただきましたので、少々お時間いただきました。これまでも工事、いろんな公共施設を建てる場合、建築と電気工事とか、それから給排水とかいろいろ工事的に分かれる部分があるのですが、今回の今安藤議員からご指摘の部分については建築部分と備品についても備付けの備品ということで、別々で購入する備品とは別で、工事と一体的な扱いだったものですから、この工事費の中で一体的に工事発注ということで取り組ませていただいたものでございますので、問題的にはないと考えているところであります。

以上でございます。

○田村議長 6番、安藤議員。

○安藤議員 先ほどそちらのほうから説明受けたのはビデオプロジェクターだとか、そういうもろもろも入っているのだということですので、そういうものは備品なのです。です

から、工事と関連するなんていうことは絶対あり得ないと思います。スピーカーだとか、そういうのは別として、そういうのは今後もいろんな面が出てくるかと思いますが、やはりその辺はちゃんと精査してやっていただきたいと思います。

○田村議長 答弁願います。

副町長。

○山本副町長 今安藤議員からは今回のことについてはきちんと精査していただきたいということでございますが、先ほど説明のとおり、今回のこういった一連の機器等についても一体的と判断したものですから、その中で工事費と含めて一体とさせたということでご理解いただきたいと思います。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 お諮りをいたします。

ここで暫時休憩したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

午後 0時15分 休憩

午後 1時29分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、6款3項1目水産業総務費から11款2項2目水産業施設災害応急費までの説明を求めます。

産業課長。

○小川産業課長 それでは、決算書35ページから36ページを御覧願います。6款農林水産業費、3項水産業費、1目水産業総務費、この目につきましては水産行政に係る人件費等に要した経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

決算書36ページを御覧願います。あわせまして、説明資料27ページから28ページを御覧願います。2目水産業振興費、この目につきましては水産業の振興及び厚内漁港の管理に要した経費でございます。12節委託料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。不用額の13節使用料及び賃借料につきましては、厚内漁港排水施設埋塞土除去機械借り上げ料の執行残でございます。

7款1項商工費、1目商工振興費、この目につきましては商工事務関係職員の人件費、商工業の振興対策及び新型コロナウイルス感染症対策に要した経費でございます。7節償還費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりござい

す。不用額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、商工業振興補助金及び新型コロナウイルス感染症対策事業補助金の執行残でございます。

決算書36ページから37ページを御覧願います。あわせて、説明資料29ページを御覧願います。2目観光費、この目につきましては観光振興及び観光施設の維持管理等に要した経費でございます。7節報償費、10節需用費、11節役務費、12節委託料、17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金並びに道の駅うらほろ利用実績、留真温泉利用実績につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。なお、14節工事請負費1,500万円につきましては、レストラン施設トイレ改修工事を翌年度へ繰り越して執行するものでございます。

3目工業対策費、この目につきましては企業対策に要した経費でございます。特に説明する内容についてはございません。

飛びまして、決算書48ページを御覧願います。11款災害復旧費、2項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害応急費並びに2目水産業施設災害応急費、こちらの目につきましては農業用施設並びに水産業用施設に対する災害発生時に応急的に復旧を行うために必要となる経費でございます。いずれも令和2年度については執行はございませんでしたので、不用額としてございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

3番、高橋議員。

○高橋議員 決算書36ページの商工振興費、負担金、補助及び交付金が執行残で4,800万円あるということだったのですが、こちらの詳細を教えてください。

○田村議長 答弁願います。

商工観光係長。

○前川産業課商工観光係長 ただいまの件についてご説明させていただきます。

商工振興費、負担金、補助及び交付金の内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症関連の補助金が主でございますが、商工事業振興事業補助金で169万1,302円、コスミックホール運営事業補助金で24万5,017円、プレミアム商品券発行事業補助金で27万1,920円、新規創業等促進補助金で200万円、店舗等リフォーム補助金で100万円、商工業事業継続支援給付金で937円、キャッシュレス決済システム導入事業補助金で7,848円、飲食店等事業継続支援給付金で343万9,000円、新型コロナウイルス感染症防止対策補助金で3,069万3,000円、中小企業融資利子補給補助金で117万2,595円、新型コロナウイルス感染症緊急対策資金融資利子補給補助金で754万9,806円、地場工業等振興事業補助金で30万9,000円となっております。補助金申請の受付期間や補助金額の確定が年度末の事業が多くございまして、事前の減額補正が対応できなかったため生じた不用額となっております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1時36分 休憩

午後 1時37分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

次に、2款1項4目自動車管理費から8款2項3目道路建設補助事業費までの説明を求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 決算書17ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料11ページを御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、4目自動車管理費、この目につきましては施設課で一括維持管理している除雪車両等を除いた車両43台分に要した経費でございます。車両の内訳及び17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書28ページ下段から29ページを御覧願います。あわせまして、説明資料19ページを御覧願います。3款民生費、3項老人福祉費、4目町民バス管理費、この目につきましては町民バスの運行及び管理に要した経費でございます。運行管理実績につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書34ページ上段を御覧願います。6款農林水産業費、1項農業費、7目飲料営農用水対策費、この目につきましては営農用水施設の用地借り上げに要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書34ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料25ページを御覧願います。9目地籍調査費、この目につきましては継続調査地区として字福山及び字炭山、字常豊の一部地区、3年目、9.17平方キロメートル、字常室及び字常豊の一部地区、2年目、0.45平方キロメートルの地籍調査業務に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。また、不用額の12節委託料につきましては、事業確定による執行残でございます。

決算書37ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料30ページを御覧願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、この目につきましては施設課職員に関わる人件費、事務費及び道路台帳修正委託業務に要した経費でございます。12節委託料、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書37ページ下段を御覧願います。2項道路橋梁費、1目土木車両管理費、この目につきましては維持係職員に関わる人件費及び建設機械14台の年間維持管理に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書38ページ上段を御覧願います。あわせまして、説明資料30ページを御覧願います。2目道路維持事業費、この目につきましては町道258路線、実延長298.09キロメートル、橋梁数111橋の維持管理に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。また、不用額の13節使用料及び賃借料につきましては、除雪作業に伴う執行残でございます。

決算書38ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料31ページを御覧願います。3目道路建設補助事業費、この目につきましては社会資本整備総合交付金等で実施する道路改良舗装3路線、舗装修繕2路線、橋梁長寿命化修繕計画による橋梁補修1橋、橋梁点検31橋、また今後予定する工事のための調査設計委託業務に要した経費でございます。12節委託料、14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

3番、高橋議員。

○高橋議員 34ページ、地籍調査費委託料の執行残1,500万円について質問させていただきます。

ごめんなさい。不用額です。執行残ということでしたけれども、先ほどの産業課のほうは受付型の補助金だったため落とせなかったというのは分かったのですが、こちら4,600万円の予算を立てていて、支出済みが3,300万円と。こちら調査が遅れたということなのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいまの議員のご質問にお答えさせていただきます。

地籍調査事業地籍測量委託業務に伴います委託料の不用額につきましては、本来であれば事業確定後である3月に補正予算により更正減すべきところでございますが、失念しておりました。今後につきましては、十分に事業について執行管理の下、対応いたしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 予算書の38ページ、道路維持事業費の関係で、グレーダーありますでしょう。このグレーダーの整備する距離というのは1年間にどれぐらいの距離整備を維持管理しているのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

グレーダーの作業日数ですが、まずグレーダーをかける対象路線としては67路線、約

61.8キロございます。その中で日程を決めながら年間約2回ほど実施しております。作業日数といたしましては、昨年度25日、時間にしまして約155時間、これは移動時間も含めております。元年度につきましては22日、約150時間、年間通しまして多いときで大体200弱ぐらいの時間は要しているということです。あと、日数につきましても20日強から約30日の間で年間で推移しております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

今年の場合、非常に7月ぐらいにグレーダーが入って整備をやったと思います。例年でいくともっと早い時期だったと思うのですが、今年は何かあったのでしょうか、時期について。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

まず、今年度につきましてはスタートが7月の12日から4日間、日にちは若干ずれておりますが、7月の中旬で約4日間作業しております。あと、4月、5月、6月、通常であれば5月、6月ぐらいに実施するべきなところではありますが、4月の降雨によりまして応急的な災害対応等ございましたので、若干日にちがずれたというところがございます。7月に入りますと当然砂利道も草が繁茂するというような状況も見られますので、本来であればもう少し日程を詰めた中で作業すべきであったところなのですが、今年度に至ってはそういう事情もありまして、7月、実施したというところがございます。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 今年の場合、今遅れたということで報告をいただきましたけれども、せっかくかけていただいたのですが、非常にかける前よりも悪いところも承知していると思うのです。きれいにかかったところもございます。また、そういう関係で農家の人はいつも通っていて、これではちょっとうまくないなということで、トラクターを出して、整備をしたというようなケースもありますが、この辺についてはこれどうだったのですか、整備の段階というのは。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

今お話がありましたように、7月の段階でグレーダーをかけたものですから、当然草があったという状況の中で、一部委託をした中で実施しております。その際に通常慣れた町の職員が実施していた路線を一部分ちょっと委託だとか、そういう形で実施したものですから、部分的に、全路線ではないのですが、1路線の中に20メートル、50メートルとか、

そのような間隔で若干余計な削りを入れていたところもございます。中身をちょっと確認しまして、7月の下旬に再度グレーダーをかけさせてもらって、行政区の地先の方と現地を確認しつつ対応はしております。

以上です。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

今年は委託をされたということなのですが、今まででも忙しいときだとか、そういう足りないときには、委託事業というのはやられていたのでしょうか。町以外にお願いするということについてどうだったのでしょうか。

○田村議長 答弁願います。

課長補佐。

○小笠原施設課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

今回のグレーダーの作業に関しましては、グレーダーという車両を所有している業者さんが1社しか町内にございませんでして、通常 of 土建業者さんであればグレーダーを所持していないということの中で、これまでは実施はしていなかったと。今回委託をした中身としましては4月の降雨とか、そういうこともございまして、極力早めにとりながら調整はしていたのですが、なかなかほかの作業等もございまして、最初にお話ししたように、7月になってしまったというところがございます。

○田村議長 10番、森議員。

○森議員 分かりました。

それで、農家といたらまた先ほどの話になりますけれども、やはり4月の中旬から下旬に向けて農作業が始まるのです。せつかくグレーダー入れてもらえるときはもうちょっと早い時期と申しますか、ビートの苗の運搬だとか芋の苗の運搬だとかありますので、そういうのに間に合うかどうか分かりませんが、やはり忙しい時期が終わってから来て、もうちょっと早く来ていただけないかなという声もありますので、その辺も十分今後考慮していただいて、お願いをしたいと思っております。

○田村議長 答弁願います。

施設課長。

○早瀬施設課長 ただいま議員のおっしゃられたように、来年度からは十分状況を確認しながら対応していきたいと。皆さんの不便にならないような形で対応したいと思っております。

以上です。

○田村議長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、8款3項1目河川管理費から11款1項1目公共土木施設災害応急費までの説明を

求めます。

施設課長。

○早瀬施設課長 決算書38ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料32ページを御覧願います。3項河川費、1目河川管理費、この目につきましては町が管理する215の普通河川の維持管理及び北海道管理河川の樋門管理委託業務、国所管救急排水施設の管理委託業務に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書38ページ下段から39ページを御覧願います。4項都市計画費、1目都市計画総務費、この目につきましては都市計画に要した経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書39ページ上段を御覧願います。2目公共下水道費、この目につきましては公共下水道特別会計に対する繰出金に要する経費でございます。特に説明を加えることはございません。

決算書39ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料32ページを御覧願います。3目公園緑地管理費、この目につきましては中央広場、駅前広場、ポケットパーク、児童公園などの維持管理及び森林公園ほか町有地の草刈りなどに要した経費でございます。12節委託料、17節備品購入費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書39ページ中段を御覧願います。あわせまして、説明資料33ページを御覧願います。5項住宅費、1目住宅管理費、この目につきましては建築関係職員に関わる人件費、事務費のほか、町営住宅384戸、町有住宅10戸、雑種家屋49戸の維持管理、町営住宅運営委員会及び住宅リフォーム補助金に要した経費でございます。14節工事請負費、18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。また、不要額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、木造住宅耐震診断に伴う未執行及び住宅リフォーム補助金の事業確定に伴う執行残でございます。

決算書39ページ下段を御覧願います。あわせまして、説明資料33ページを御覧願います。2目公営住宅建築費、この目につきましては町営住宅における計画策定などに要した経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

決算書48ページ中段を御覧願います。11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害応急費、この目につきましては公共土木施設に対する災害発生時に応急的に復旧を行うために必要となる経費でございます。負担金のみでの執行内容でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午後 1時57分 休憩

午後 1時58分 再開

○田村議長 休憩を解き審議を再開いたします。

次に、2款1項8目支所費及び6款1項4目農業団地センター管理費の説明を求めます。
上浦幌支所長。

○小林上浦幌支所長 決算書の18ページを御覧願います。2款総務費、1項総務管理費、8目支所費、この目につきましては上浦幌支所の業務執行に要した経費でございます。特に説明を加える事項はございません。

続きまして、決算書の33ページ、あわせまして説明資料は23ページを御覧願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業団地センター管理費、この目につきましては浦幌町農業団地センターの維持管理に要した経費でございます。12節委託料、14節工事請負費につきましては、説明資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、6款1項1目農業委員会費の説明を求めます。

農業委員会事務局長。

○坂下農業委員会事務局長 決算書32ページを御覧願います。あわせまして、説明資料につきましては22ページ下段を御覧願います。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、この科目につきましては農業委員13名の活動費、農業委員会事務局費及び農業者年金業務に要する経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料22ページ下段に記載のとおりでございます。なお、農業委員会の活動内容でございますが、農業委員会総会を年12回開催するとともに、農地の利用調整のため農用地利用調整会議及び権利者調整委員会を計7回開催するなど、担い手への農地の利用集積を推進するとともに、農業委員の改選に伴いまして新任農業委員の研修会などへ出席をしてございます。また、農業者年金業務につきましては、令和3年3月末現在ですけれども、年金加入者が177名、年金受給者につきましては212名で、新規加入の推進及び年金請求等の事務を執り行っております。

以上で説明を終わらせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

ここで説明員入替えのため暫時休憩いたします。

午後 2時03分 休憩

午後 2時17分 再開

○田村議長 休憩を解き会議を開きます。

休憩前に引き続き審議を続けたいと思います。

次に、2款1項11目成人式費から10款3項4目スクールバス管理費までの説明を求めます。

教育次長。

○熊谷教育次長 決算書19ページ中段を御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、11目成人式費、この目につきましては令和3年成人式に要した経費で、対象者33人中26人が出席し、出席率は78.8%でございました。この目は、特に説明を加えることはございません。

続いて、ページが飛びます。決算書の41ページを御覧願います。あわせて、説明資料の34ページ下段からを御覧願います。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、この目につきましては教育委員4名の報酬、費用弁償などの教育委員会の運営に要した経費でございます。令和2年度の教育委員会の会議は、定例会を12回開催しております。

2目事務局費、この目につきましては教育委員会事務局の運営や職員人件費、小中一貫コミュニティ・スクール事業費等に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料34ページ下段に記載のとおりでございます。

次に、2項小学校費は決算書の41ページ下段から43ページを御覧願います。あわせて、説明資料の34ページ下段以降を御覧願います。2項小学校費、1目学校管理費、この目につきましては小学校2校、児童数193人、教職員数28人に係る学校経営、施設維持に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費につきましては、説明資料34ページ下段から36ページ上段に記載のとおりでございます。不用額の10節需用費につきましては、小学校2校の燃料費、光熱水費等の執行残でございます。

決算書42ページを御覧願います。2目教育振興費、この目につきましては小学校2校の教育振興のための事務委託や関係団体への事業支援、学校給食費の補助、要、準要保護児童学用品等の支出などに要した経費でございます。17節備品購入費、18節負担金、補助及び交付金、19節扶助費につきましては、説明資料36ページに記載のとおりでございます。不用額の18節負担金、補助及び交付金につきましては、学校の教育活動及び教育振興のための補助金等の額の確定によります執行残でございます。

3目特別支援教育振興費、この目につきましては浦幌小学校に4学級、上浦幌中央小学校に2学級開設しました特別支援学級の運営経費でございます。学級の内訳は、浦幌小学校は知的障がい1学級、言語障がい1学級、情緒障がい2学級の計4学級、上浦幌中央小学校は言語障がい1学級、情緒障がい1学級の計2学級でございます。18節負担金、補助

及び交付金につきましては、説明資料36ページの下段に記載のとおりでございます。

4目簡易水泳プール管理費、この目につきましては上浦幌中央小学校に設置しております学校プールの維持管理に要した経費でございます。この目は、特に説明を加えることはございません。

決算書42ページ下段から43ページを御覧願います。5目学校保健費、この目につきましては小中学校の児童生徒及び教職員の健康診断等に要した経費でございます。12節委託料につきましては、説明資料36ページの下段に記載のとおりでございます。

次に、3項中学校費は決算書の43ページ中段から44ページを御覧願います。あわせて、説明資料の37ページから38ページを御覧願います。3項中学校費、1目学校管理費、この目につきましては中学校2校、生徒数92人、教職員数25人に係る学校経営、施設維持に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、14節工事請負費、17節備品購入費につきましては、説明資料37ページに記載のとおりでございます。不用額の10節需用費につきましては、各中学校の燃料費、光熱水費等の執行残でございます。

2目教育振興費、この目につきましては中学校2校の教育振興のための関係団体への事業支援、外国語指導助手の配置に要した経費、学校給食費の補助、要、準要保護生徒学用品等の支出などに要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金、19節扶助費につきましては、説明資料37ページ下段から38ページに記載のとおりでございます。

決算書44ページを御覧願います。3目特別支援教育振興費、この目につきましては浦幌中学校に2学級開設しました特別支援学級の運営経費でございます。学級の内訳は、言語障がい、情緒障がいの各1学級でございます。

4目スクールバス管理費、この目につきましてはスクールバス8路線に係る人件費及び運行管理費でございます。12節委託料につきましては、説明資料38ページ上段に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

次に、10款5項1目社会教育総務費から6項3目給食センター管理費までの説明を求めます。

教育次長。

○熊谷教育次長 次に、5項社会教育費は決算書の45ページから47ページを御覧願います。あわせて、説明資料の38ページ中段から39ページを御覧願います。5項社会教育費、1目社会教育総務費、この目につきましては社会教育、文化振興及び文化財保護並びに職員人件費に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料38ページ中段に記載のとおりでございます。

2目公民館運営費、この目につきましては町内4つの公民館の管理運営に要した経費で

ございます。10節需用費、12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費につきましては、説明資料38ページ中段に記載のとおりでございます。不用額の10節需用費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策により各公民館を休館しましたことや利用者が減少したことによります燃料費、光熱水費等の執行残でございます。

3目博物館費、この目につきましては博物館の管理運営に要した経費でございます。14節工事請負費につきましては、説明資料38ページ下段に記載のとおりでございます。

決算書46ページ中段を御覧願います。4目高齢者学級開設費、この目につきましては高齢者を対象としている4つの公民館ごとに開設している寿大学の運営と寿大学生が一堂に会する4寿大学交流会に要した経費でございます。この目は、特に説明を加えることはございません。

5目青少年教育費、この目につきましては子ども会や少年教育に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料38ページ下段に記載のとおりでございます。

6目家庭教育学級開設費、この目につきましては各小学校の校下に開設されている家庭教育学級の運営に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料38ページ下段に記載のとおりでございます。

7目図書館管理費、この目につきましては図書館の管理運営及び教育文化センターの管理に要した経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料、17節備品購入費につきましては、説明資料39ページ上段に記載のとおりでございます。

次に、6項保健体育費は決算書の47ページ中段から48ページを御覧願います。あわせて、説明資料の39ページ上段から40ページを御覧願います。6項保健体育費、1目社会体育総務費、この目につきましては社会体育全般及び職員人件費に要した経費でございます。18節負担金、補助及び交付金につきましては、説明資料39ページの上段に記載のとおりでございます。

2目社会体育施設費、この目につきましては町民球場、アイスアリーナ、町民スケートリンク、パークゴルフ場、総合スポーツセンター、スイミングプール、健康公園の管理運営及び学校開放事業に要した経費でございます。10節需用費、12節委託料、14節工事請負費、17節備品購入費につきましては、説明資料39ページの中段から40ページに記載のとおりでございます。不用額の10節需用費につきましては、町民球場、アイスアリーナ、町民スケートリンクの燃料費、光熱水費、修繕費等の執行残でございます。

3目給食センター管理費、この目につきましては給食センターの管理運営に要した経費でございます。12節委託料、14節工事請負費につきましては、説明資料40ページに記載のとおりでございます。令和2年度の学校給食センターの稼働日数は197日間で、新型コロナウイルス感染症対策によります学校の臨時休業により21日間学校給食を停止いたしました。不用額の10節需用費につきましては、燃料費、光熱水費、賄い材料費の執行残でございます。

以上で説明を終わらせていただきますので、よろしくご審議願います。

○田村議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○田村議長 質疑なしと認めます。

これで歳出の審議を全部終了いたします。

◎延会の議決

○田村議長 お諮りをいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田村議長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会にすることに決定をいたしました。

なお、明日11日及び12日は休日休会のため、会議の再開は9月13日午前10時といたします。

◎延会の宣告

○田村議長 本日は、これで延会いたします。

延会 午後 2時33分